

食中毒注意報について

長野県では、食中毒の発生を未然に防止する目的で、食品事業者等や県民の皆様へ食中毒注意報を発令し、注意を喚起しています。

この注意報は、夏場の細菌性食中毒の防止、冬場のノロウイルスによる食中毒防止を目的としています。

===食中毒注意報発令要綱===

第1 目的

食中毒の発生が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という。）を発令し、県民及び食品取扱者に対し食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止する。

さらに、食中毒の発生に関する正しい情報を県民等に提供し、食品衛生の知識の高揚を図る。

第2 注意報の発令者

長野県健康福祉部長

第3 注意報の発令条件及び発令区域

注意報は、原則として次のいずれかに該当するときに県内一円を一括して発令する。

- 1 原則として7月1日から8月31日までの間で、別記1に掲げる気象条件（基礎資料）がすべて満たされた場合。
- 2 原則として10月1日から翌年3月31日までの間で、別記2に掲げる事項を満たす場合。
- 3 別記3に掲げる事項を満たす場合。
- 4 その他、長野県健康福祉部長が必要と認めた場合。

第4 注意報の発令業務

- 1 健康福祉部食品・生活衛生課においては、注意報発令について次の業務を行う。
 - (1) 第3の1の発令に必要な基礎資料を収集し、さらに集計・解析を行う。これらの業務は、適当な気象情報事業者に委託することができる。
 - (2) 注意報の発令を決定したときは、ただちにその旨を関係部局、各保健所、市町村、関係団体及び報道機関等にファクシミリ等により連絡する。
- 2 保健所においては、注意報発令の通報を受けたとき、ただちに次の業務を行う。
 - (1) 関係機関への通報
注意報が発令されたこと及び食品衛生上の注意等を管内関係団体、関係機関等に連絡し、地域住民等に周知徹底を図る。
 - (2) 食品取扱者に対する広報及び指導
飲食店、集団給食施設等に周知徹底し、必要に応じ監視指導を行う。
 - (3) 地域住民に対する広報
注意報発令期間中は、必要に応じて食中毒防止に関する広報活動を行い事故防止の徹底を図る。

第5 注意報発令条件の検証

第3の別記1から別記3に掲げる注意報の発令条件は、年度ごとに検証を行い、必要に応じてその都度見直しを行う。

別記1

4観測点（長野地方気象台、松本・諏訪・飯田測候所）における最高気温の前2日間の平均が30.0℃以上、最低気温の前2日間の平均が20.0℃以上、平均湿度の前2日間の平均が70.0%以上かつ4観測点における当日予想最高気温の平均が30.0℃以上の4気象条件をすべて満たした場合。

有効期間は、発令日を含め3日間とする。

別記2

県内の感染症発生動向調査における定点医療機関当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数の増加係数が

次の条件をすべて満たす場合。

有効期間は、発令日から当該年度の年度末（3月31日）までとする。

- (1) 前週と比較して、増加係数が0.7を超えた場合
- (2) 過去3週の増加係数の平均が0.7以上となった場合

*平成14年11月18日付け14食第471号衛生部長通知に引用の、宮崎県衛生環境研究所の岩城らが報告した「感染性胃腸炎の患者報告数を基にしたノーウォーク様ウイルス（NLV）による食中毒発生の早期予測」を利用

別記3

- 1 同一原因物質による食中毒が、同一時期（概ね2週間）に続発した場合。
- 2 有毒植物や毒きのこによる食中毒のように、発生頻度が比較的高く、毎年同じ時期に発生する食中毒の場合は、事前に食中毒注意報を発令する。

別記3に示した注意報発令基準の発令期間は、特に定めない。